

新	旧	備考
<p>前払輸入保険手続細則</p> <p>平成13年4月1日 01 - 制度 - 00031</p> <p>沿革 (略)</p> <p>平成26年9月24日 一部改正</p>	<p>前払輸入保険手続細則</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00031</p> <p>沿革 (略)</p>	
<p>前払輸入保険約款(平成13年4月1日 01 - 制度 - 00004。以下「約款」という。)に基づく申込みその他保険契約に係る手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。</p>	<p>前払輸入保険約款に基づく申込みその他保険契約に係る手続的な事項については、次に定めるところによるものとする。</p>	
<p>第1条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p>	
<p>(申込み)</p> <p>第2条 前払輸入保険の申込みをしようとする者は、前払輸入契約締結後、第1回目の前払を行う前日(前払輸入契約締結時又は当該輸入契約締結直後に前払を行う場合にあつては、当該契約締結後1月以内。ただし、船積予定日以前であること。)までに、別紙様式第1による前払輸入保険新規申込書(OCRシート 2400。保険期間が2以上になる場合は別紙様式第2による前払輸入保険新規申込書(別表)OCRシート 2401を添付。)に前払輸入契約を証する書類及び貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン(平成13年4月1日01 - 制度 - 00061)に規定するスクリーニングフォーム(ただし、ユーザンス(前払予定日、実際の前払日又は保険契約締結日のうち、最も遅い日から前払金の返還期限までの期間)が2年以上の案件に限る。)を添付し、日本貿易保険の本店に提出(提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。)するものとする。</p> <p>2 約款第16条の2に基づく誓約は、前項の申込みにあつて、申込みを行おうとする者及び被保険者になるべき者が、別紙様式第22による不正競争防止法に係る誓約書を日本貿易保険に提出することにより行うものとする。</p>	<p>(申込み)</p> <p>第2条 前払輸入保険の申込みをしようとする者は、前払輸入契約締結後、第1回目の前払を行う前日(前払輸入契約締結時又は当該輸入契約締結直後に前払を行う場合にあつては、当該契約締結後1月以内。ただし、船積予定日以前であること。)までに、別紙様式第1による前払輸入保険新規申込書(OCRシート2400。保険期間が2以上になる場合は別紙様式第2による前払輸入保険新規申込書(別表)OCRシート2401を添付。)に前払輸入契約を証する書類及び貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン(平成13年4月1日01 - 制度 - 00061)に規定するスクリーニングフォーム(ただし、ユーザンス(前払予定日、実際の前払日又は保険契約締結日のうち、最も遅い日から前払金の返還期限までの期間)が2年以上の案件に限る。)を添付し、日本貿易保険の本店に提出(提出部数については、別表1に掲げるとおりとする。以下同じ。)するものとする。</p> <p>2 前払輸入保険約款(以下「約款」という。)第16条の2に基づく誓約は、前項の申込みにあつて、申込みを行おうとする者及び被保険者になるべき者が、別紙様式第22による不正競争防止法に係る誓約書を日本貿易保険に提出することにより行うものとする。</p>	
<p>第3条 ～ 第5条 (略)</p>	<p>第3条 ～ 第5条 (略)</p>	
<p>(保険料の納付)</p> <p>第6条 保険契約者は、日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険</p>	<p>(保険料の納付)</p> <p>第6条 保険契約者は、日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険</p>	

新	旧	備考
<p>の指定する金額を日本貿易保険に納付しなければならない。ただし、保険金額が 50 億円を超え、かつ、前払が分割して行われる前払輸入契約について保険契約を締結したときは、保険契約時に保険料の 100 分の 50 を、最終前払予定日に残りの保険料を納付することができる。</p> <p>2 保険契約者は、日本貿易保険から延滞金の請求を受けたときは、日本貿易保険の請求に従い延滞金を日本貿易保険に納付しなければならない。</p> <p>3 <u>保険契約者について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の各決定又は外国の法令に基づく制度上これに準ずる手続があった場合には、第 1 項の規定にかかわらず、日本貿易保険からの通知等を要せずに、保険契約者は、日本貿易保険に対する第 1 項に定める保険料の支払債務について当然に期限の利益を失い、直ちに保険料の全額を支払うものとする。ただし、当該期限の利益の喪失後、日本貿易保険は、新たに支払期日を指定することができる。</u></p>	<p>の指定する金額を日本貿易保険に納付しなければならない。ただし、保険金額が50億円を超え、かつ、前払が分割して行われる前払輸入契約について保険契約を締結したときは、保険契約時に保険料の100分の50を、最終前払予定日に残りの保険料を納付することができる。</p> <p>2 保険契約者は、日本貿易保険から延滞金の請求を受けたときは、日本貿易保険の請求に従い延滞金を日本貿易保険に納付しなければならない。</p>	
<p>第 7 条 ～ 第23条 (略)</p> <p><u>附 則</u> この改正は、平成26年10月 1 日から実施する。</p>	<p>第 7 条 ～ 第23条 (略)</p>	
<p>別表 1 ～ 別表 2 (略)</p>	<p>別表 1 ～ 別表 2 (略)</p>	